**原子力災害発生時の避難者等の受入について**

**〇　目的**

　　原子力災害が発生した場合に避難又は一時移転を行う必要がある医療機関及び社会福祉施設の患者・入所者の受入施設（以下、「受入施設」という）をあらかじめ避難先リストとして作成し、円滑に避難先の調整を行うため、県内の医療機関及び社会福祉施設に御協力をお願いするものです。

**〇　御協力をお願いする対象となる施設**

　　県内に所在する医療機関〔病院・有床診療所〕、社会福祉施設のうち入所施設〔児童養護施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、障害者支援施設、障害者グループホーム、救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム〕が対象となります。

　　※茨城県等と避難者の相互受け入れについて調整中です。当県で原子力災害が発生した場合は、医療機関等の避難者を茨城県等に受け入れていただくこととなりますので、茨城県等で災害が発生したことを想定し、避難計画の策定の対象となる施設におかれましても積極的に受入れの御協力をお願いいたします。

**〇　受入施設の役割**

　　受入施設は、原子力災害による避難が生じた場合に、避難者及び付添職員等に対し、必要な食料や寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、避難者に対して保健医療サービスや福祉サービスの提供に努めていただきます。

**〇　避難者等の受入**

**①　受入人数について**

　　　避難者の受入は、空病室・居室のほか、会議室・相談室などの仕切られた部屋、ホール、食堂、廊下などのスペースを含めて、可能な限り多くの受け入れをお願いします。

　　　なお、大規模災害時には、特例的に許可病床数や定員を上回る受け入れが認められることになりますが、避難者の受入人数として、医療機関については、許可病床数の０．２倍、社会福祉施設は定員の０．５倍を目安に検討をお願いします。

**②　避難先の調整方法について**

　　　原子力災害が発生し、避難施設がでる可能性がある場合に、県保健福祉部担当課から各受入施設に事前にどの程度受け入れが可能か、再度、確認します。

　　　当該結果を踏まえ、県保健福祉部担当課が避難施設と受入施設を調整し、それぞれの施設に連絡します。

　　　なお、同種の施設どうしの避難を基本としますが、異なる種別の施設となる場合がありますので、御了承ください。

**③　受入に際して不足する物資等の支援について**

　　　避難者等の受入によって、物資等が不足する場合は、県保健福祉部担当課に支援の要請を行ってください。

　　　なお、人材等については、業務が継続できるように避難対象施設に対して、職員も一緒に避難するよう要請しているところですが、人材等が不足する場合は、県保健福祉部担当課に相談してください。

**④　受入期間について**

　　　２次避難や家族への引渡などにより避難を要しなくなるまでの間、受け入れをお願いします。

事情によって、受け入れが困難になった場合は、県保健福祉部担当課に相談して下　ださい。

**⑤　受入に要した費用の負担について**

　　　県は、受入施設に対し、避難者等の受入に関して要した費用について、災害救助法等により、所要の実費を負担します。

　　　ただし、食料や寝具などの生活必需品、紙おむつなどの消耗品、避難先の維持管理等に要した費用など、避難者等の受入に関して直接要した費用に限られます。（対象になるか否かは、その都度、県保健福祉部担当課にお問い合わせください。）

**〇　県外との相互連携**

　　原子力災害は、広域に及ぶ可能性があることから、県では隣接県等と相互に避難者の受入支援を行えるよう調整をしております。

　　このため、受入施設には、隣接県等において避難が発生した場合、医療機関・施設からの避難者を受け入れていただくことになりますので、御協力ください。

**〇　受入の登録**

　　受入が可能な場合は、別添の様式に必要事項を記載の上、平成２８年１２月２２日（木）までに県保健福祉部担当課にファクシミリ等で送付をお願いします。

**〇　受入に関する状況の変化等**

　　今回の原子力災害発生時の避難者受入に関して状況の変化（受入可能人数の大幅な増減や施設の休・廃止等）があった場合は、県保健福祉部担当課に御連絡をお願いします。